特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名			
22	呉市 予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和6年7月8日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	则添2) 変更簡所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務				
②事務の内容	 感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 呉市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種の実施 予防接種の実費徴収 予防接種実施の記録 				
③対象人数	<選択肢>				
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	健康管理システム				
②システムの機能	1. 入力機能 予防接種の実施状況の入力や管理 2. データ照会機能 受診・実施内容の確認 3. データ抽出機能 集計,統計資料作成等データ抽出				
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (番号連携サーバ)				
システム2~5					
システム2					
①システムの名称	中間サーバ				
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会,情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と,情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け,その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は,情報提供ネットワークシステムを介して,特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は,情報提供ネットワークシステムを介して,情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム,宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容,情報提供内容,特定個人情報(連携対象),符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会,又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し,管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として,保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報(連携対象)を副本として,保持・管理する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化及び復号機能と,鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能				

	携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能	け与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連 十,稼働状態の通知,保管切れ情報の削除を行う。
	[〇] 情報提供ネットワークシステム	[]庁内連携システム
	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[]既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等	[]税務システム
	[]その他 ()
システム3		
①システムの名称	番号連携サーバ	
②システムの機能	業務システムからの団体内統合宛名番号要求しび中間サーバに対し返却する。 ・宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報 理する機能 ・中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求し 知する機能 ・既存システム連携機能	て、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存システム及を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し管に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[]宛名システム等[〇]その他 (中間サーバ	[] 庁内連携システム[〇] 既存住民基本台帳システム[〇] 税務システム)
システム4		
①システムの名称		
②システムの機能		
	[]情報提供ネットワークシステム	[]庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[]既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[]税務システム
	[]その他 ()
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル:	名	
予防接種台帳ファイル		

4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条, 別表の14の項				
5. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号, 別表の14の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25, 26, 27, 28, 2 9の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項等				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	福祉保健部地域保健課				
②所属長の役職名	地域保健課長				
7. 他の評価実施機関					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名				
予防接種台帳ファイル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	<選択肢>			
②対象となる本人の数	<選択肢>			
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく接種対象者			
その必要性	予防接種状況を把握するため、接種履歴を管理する必要がある。			
④記録される項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上			
主な記録項目 ※	・識別情報			
その妥当性	識別情報:対象者を正確に特定するため必要 連絡先情報:連絡先,住所等,接種の通知書の送付先把握のため必要			
全ての記録項目	別添1を参照。			
5保有開始日	平成28年1月1日			
⑥事務担当部署	福祉保健部地域保健課			

3. 特定個人情報の入手・使用				
		[〇]本人又は本人の代理人		
		[〇]評価実施機関内の他部署 (市民窓口課		
@1.T.T. W		[] 行政機関·独立行政法人等 (
①入手元 ※		[〇] 地方公共団体·地方独立行政法人 (
		[]民間事業者 ()		
		[] その他 (
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ		
@ 7		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム		
②入手方法		[〇] 情報提供ネットワークシステム		
		[]その他 ()		
③使用目的 ※		予防接種事業に基づく接種対象者の把握、管理のため使用する。		
	使用部署	福祉保健部地域保健課		
④使用の主体	使用者数	<選択肢>		
⑤使用方法		予防接種事業の実施事務。		
情報の突合		本人を検索し、住民情報、接種履歴を確認する。		
⑥使用開始日 平成28年1月1日		平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件				
委託事項1	健康管理システムの開発・運用・保守				
①委託内容	健康管理システムの開発・運用・保守				
①女品F7音					
②委託先における取扱者数	[10人未満 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
③委託先名	株式会社 エムセック				
④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
委 ⑤再委託の許諾方法					
⑥再委託事項					
委託事項2~5					
委託事項2					
①委託内容					
②委託先における取扱者数	<選択肢>				
③委託先名					
④再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない				
委 ⑤再委託の許諾方法					
⑥再委託事項					
委託事項6~10					
委託事項11~15					
委託事項16~20					

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件						
提供・移転の有無	[]行っていない						
提供先1	道府県知事又は市区町村長						
①法令上の根拠	号法第19条第8号, 別表の14の項 号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25, 26, 27, 28, 2 の項						
②提供先における用途	予防接種事務						
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者						
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線						
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
	[] フラッシュメモリ [] 紙						
	[]その他 ()						
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の求めがある都度						
提供先2~5							
提供先2							
①法令上の根拠							
②提供先における用途							
③提供する情報							
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲							
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線						
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
⊕ IAEIN/J/IA	[] フラッシュメモリ [] 紙						
	[]その他 ()						
⑦時期·頻度							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
	[] 庁内連携システム [] 専用線				
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
@19#47J7A	[] フラッシュメモリ []紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・3	肖去				
保管場所 ※	生体認証等の入退室管理された庁内サーバ室の鍵付き専用ラックに設置しているサーバ内に保管し, サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要				
7. 備考					

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

- (住基) •宛名番号

(業務)

- ·接種年月日 ·接種種類 ·接種識別 ·医機関名
- •医師名
- ·接種量 ·製造日

- •検定日
- ロット番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行う。

・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。
- ・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報は保有しない。

[

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択版> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

マクトコ 佐田 のかい 神 号体 ソート・イエア 佐田 かんていっち

1

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制御している。・パスワードについては、定期的に変更している。		
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か		[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れ [.] 3)課題が残され [.]	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の保護に関する職員研修を実施している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情 <選択肢> 報ファイルの取扱いに関する 定めている 1) 定めている 2) 定めていない 規定 ・呉市個人情報保護条例及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。 ・情報資産の収受に当たり、適正に管理する。 ・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。 情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。 ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。 情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう安全な管理を行う。 ・情報資産(複写及び複製したものを含む)を業務完了後又は契約解除時に,速やかに返還する。 ・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄 規定の内容 する。 ・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 ・情報資産を本市の許可なく複写又は、複製してはならない。 ・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終 了し、又は解除された後においても、同様とする。 ・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った時は、速やかに報告する。 ・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。

再委託 報ファ 担保	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法					
その作	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	固人情報ファイルの取扱し	いの委託	Eにおけるその他のリス	スク及びその	のリスクに対する措置	
5. 特	定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	': 不正な提供·移転が行	うわれる	リスク			
	固人情報の提供・移転 るルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					
その作	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定(する措		長託や情	報提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその作	也のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容	《番号連携サーバのソフトウェアにおける指 ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機 ウトを実施した職員,時刻,操作内容等の部 抑止する。 《番号連携サーバの職員認証・権限管理に を適宜反映することで,その正確性を担告している。 ②中間サーバー・ソフトウェアにおける措置と ①情報照会機能(※1)により,情報照会機能の発行と照会内容の照会許可と情報提供する。 情報提供ネットワークシステムから情報連携以外のティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能のティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能のティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能のティリスクに対応した職員,時刻,操作内容の記した情報の照会及び照会した情報の受を行き,事務手続きごとに情報照会者,情報提供(※3)中間サーバを利用する職員の認証と報へのアクセス制御を行う機能。 く中間サーバの運用における措置と ①中間サーバの職員認証・権限管理において反映することで、その正確性を担保してい	機能により、ログイン時の職員 はいて、人事異動や権限変更 において、人事異動や権限変更 にいる。 といる。 といる。 というとの照合を情報提供 は許可証を受領してから情報に は許可証を受領してから情報に が実施されるため、不適切の が実施されるため、不適切の では、ログイン時の職切の が実施されるため、不適切の では、ログイン時の職切の が実施されるため、不適切の では、ログイン時の職切の は対して、 は対して、 は対して、 は対して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	更等が生じた場合は、人事情報 要等が生じた場合は、人事情報 会を行う際には、情報提供許可 点を実施することになる。つ におり、目的外提供やセキュリ 認証の他に、ログイン・ログア な接続端末の操作や、不適切切 一クシステムを使用した特定個 2及び第19条第14号に基づ 国人情報をリスト化したもの。 がいた各種機能や特定個人情
リスクへの対策は十分か	_ L	【選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	ιδリスク 		
リスクに対する措置の内容	<番号連携サーバのソフトウェアにおける指①番号連携サーバの職員認証・権限管理機力トを実施した職員、時刻、操作内容等の証如止する。 <番号連携サーバの運用における措置>①番号連携サーバの運用における措置>①番号連携サーバの職員認証・権限管理にを適宜反映することで、その正確性を担置)①情報提供機能(※)により、情報提供表別に基づき情報連携が認められた特定側である時報連携が認められた特と側である情報提供機能により、情報提供者のトワーシステム動で生成して送付事を実施した機能にはよりには、場下には関連を対応が求められる際に、送付し、特定個人情報の提供を行う際に、送付し、特定個人情報の提供される別スクに対し、特定個人情報が不正に提供される別スクに対し、特定個人情報が不正に提供される別スクに対し、特定個人情報が不正に提供される別スクに対し、場合に個人情報が不正に提供されるリスクに対応の一個人情報が不正に提供されるリスクに対応の一個人情報が不正に提供される別なりに対応を実施した職員、時刻、操作内容の記録が認定を実施した職員、時刻、操作内容の記さいる(※)情報提供ネットワークシステムを使用し機能	機能により、ログイン時の職員 会が実施されるため、不適な たおいて、人事異動や権限変勢 たいる。 トワークシステムにおける照名 にも格納して、情報提供を行ったどり着くための経供かを行ったとり着くための経路性が では自動応答を行わないようでは自動応答を記し、提供を行っては自動応答を記し、提供を行っては、ログイン時の職員認証 とでは、ログイン時の職員認証表 とでは、ログイン時の職員認証表 とでは、ログイン時の職員認証表 とでは、ログイン時の職員認証表 とでは、ログイン時の職員認証表	可な端末操作や情報照会などを 更等が生じた場合は、人事情報 計可用照合リストを情報提供により、照会許可用照合リストを情報提供を実施している。 が際には、情報提供ネットワークを要施している。 を受領し、照会内容に対応したるリスクに対応している。 がには、情報に対応したるリスクに対応している。 では、ログイン・ログアウト 続端末の操作や、不適切なオ
リスクへの対策は十分か	L Tがである 」 1	(選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ,情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており,不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- 〈中間サーバプラットフォームにおける措置〉
- ①中間サーバと既存システム,情報提供ネットワークシステムとの間は,高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより,安全性を確保している。
- ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し,団体ごとに通信回線を分離するとともに,通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは,特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており, 中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても,他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク く選択肢> ①事故発生時手順の策定・ [十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 周知 ②過去3年以内に、評価実施 <選択肢> 発生なし Γ 1 機関において、個人情報に関 1) 発生あり 2) 発生なし する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 〈呉市における措置〉 ・生体認証等の入退室管理を行っている庁内サーバ室の鍵付き専用ラックに設置したサーバー内に保 その他の措置の内容 管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。 ・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理する。 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
8. 監	査				
実施の	り有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
9. 従	業者に対する教育・				
従業者	省に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的な方法	〈呉市における措置〉 ・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む。)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。			
10.	その他のリスク対策				

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
①請求先	呉市福祉保健部地域保健課 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 電話番号0823-25-3525
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ の取扱いに関する問合せ
①連絡先	呉市福祉保健部地域保健課 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 電話番号0823-25-3525
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月8日	I -1-2	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を 予防するために公衆衛生の見地から予防接種 の地必要な措置を講ずることにより、健康の保 持に寄与するとともに、予防接種による健康 持に寄与するとともに、予防接種による健康 を救済を図る。 呉市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施 2 予防接種の実費徴収 3 予防接種実施の記録 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。		事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	I −2−システム4①②	略	削除	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	I -4	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条. 別表の14の項	事後	

令和6年7月8日	I -5-②	18, 19 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13の2 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号, 別表第2の16の2, 16の	【情報照会】 番号法第19条第8号, 別表の14の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25, 26, 27, 28, 29の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項等	事後	
令和6年7月8日	Ⅱ -3-⑤使用方法	予防接種事業の実施事務。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。		事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	Ⅱ -3-⑤情報の突合		本人を検索し, 住民情報, 接種履歴を確認す る。	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	Ⅱ-4-委託事項2①②③④	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	削除	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。

令和6年7月8日	Ⅱ -5-提出先1-①	番号法第19条第8号、別表第2の第16の2、16の3の項	番号法第19条第8号, 別表の14の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25, 26, 27, 28, 29の項	事後	
令和6年7月8日	Ⅱ -5-提出先2①~⑦	略	削除	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	II —6	生体認証等の入退室管理された庁内サーバ室の鍵付き専用ラックに設置しているサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要 くワクチン接種記録システムにおける追加措置 フクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準ルした開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・治国できないように制御している。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・過人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	保管し、 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認 証が必要	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。

令和6年7月8日	II —7	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。	削除	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	(別添1) 特定個人情報ファイ ル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号・宛名番号・自治体コード ・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施)・接種回(各回) ・接種日・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチンを類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍:D(※) ・証明書記D(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	削除	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。

〒一名の内名	2ーリスクに対する措置 容	・予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行う。 ・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式とする。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事なとの、動力の個人番号の入手、力の個人番号の入手、力の個人の大き、大きな、新接種がある。 (新型部の大き、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大	・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の更新が停止となったため。
--------	------------------	---	-----------------------	----	---

令和6年7月8日		・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。 ・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。		事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	の内容	・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報は保有しない。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録 システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	・健康管理システムには,健康管理に関係のない情報は保有しない。	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。

令和6年7月8日	Ⅲ-3-具体的な管理方法	う、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制御している。・パスワードについては、定期的に変更している。	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日	Ⅲ-3-その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	削除	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。

令和6年7月8日	Ⅲ-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	暗号化やハスリート設定を行つ。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症	特定個人情報の保護に関する職員研修を実施している。	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の更新が停止となったため。
		ために、個人番号を入手し、使用する。			

令和6年7月8日	Ⅲ-4-その他の措置の内容	することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。 2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種 記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託		2024年4月2日を以て、ワクチ

		(共用における指車)・生体認証等の入退室管理を行っている庁内サーバ室の鍵付き専用ラックに設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理する。 <ワクチン接種記録システムにおける措置>			
令和6年7月8日 Ⅲ 一	-7-その他の措置の内容	ティの国際 規格を取得しているクラウド サービスを利用し ているため、特定個人情報の適切な取扱いに 関するガイ ドラインで求める物理的対策を満たしている。主	・生体認証等の入退室管理を行っている庁内 サーバ室の鍵付き専用ラックに設置したサー バー内に保 管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワー ドによる認証を必要としている。	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の更新が停止となったため。

令和6年7月8日 【	Ⅲ-9-具体的な方法	個人情報を含む。)保護に関する宋文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業における。加世署〉	*安託来自に対しては、見音に個人情報(特定個人情報を含む。)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育	事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。
令和6年7月8日 [Ⅲ −10	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		事後	2024年4月2日を以て、ワクチン接種記録システム(VRS)の 更新が停止となったため。